

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和4年6月6日

四條畷市農業委員会議事録

令和4年6月6日(月)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	東山 幸史、西川 一也、土井 一憲、北田 澄子 狭山 清隆、築山 義治、林 秀一、浦川 秀一、久門 廣美 田伏 和司、平井 勉、小林 克重

2 本日の欠席委員

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主査	松原 孝雄
事務局書記	久保 光希

4 本日の議案

日程第1〔議案第89号〕 農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件
日程第2〔議案第90号〕 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の
証明書交付報告の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、浦川 秀一委員と久門 廣美委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしく願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願い致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第89号

農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第86号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

農地法第5条の許可とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な許可になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。市街化区域では農業委員会への届出になります。今回は調整区域のため、大阪府の許可が必要になります。

番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。

大字下田原591は飯盛霊園の南東側付近です。

現況は、現地写真の1段目の左側のとおりで、転用目的は露天資材置場となっております。

被設定人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在の資材置場が手狭となったため、申請地を転用し移転するものです。なお、この事業者は1月の定例総会において議案第70号において審議しました案件の類似であります。

今回の申請地は、農地法施行規則第46条に記載されております、市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、一団の農地面積が10ha未満に該当し、第2種農地と考えられ、内容からも止むを得ないと判断されております。

5月31日(火)午前10時から地区農業委員の東山委員と現地立会調査を行い、申請者から説明を受けました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第90号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第90号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。

中野本町147-1は市民総合センターの北西側付近でございます。

現況は、現地写真1段目の右側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記